

Q1:今すでに施術管理者の者は研修などを受ける必要があるのか？

A1:必要ない

Q2:いつから実装されるのか？

A2:令和3年1月1日から

Q3:管理者の要件でどれぐらいの勤務実績が必要か？

A3:通算で1年間の勤務実績が必要

Q4:研修を受けることは必須か？

A4:令和3年1月1日以降に施術管理者登録するものは必須

Q5:その研修はどの時期から行われるのか？

A5:今の時点では未定

令和2年のあいだに行われるか令和3年に入ってからかはわからない

ただし、令和3年に入ってから研修を行う場合は管理者登録自体は研修を受ける前提で登録は可能見込み

Q6:その研修は誰が行うのか？

A6:今の時点では未定(おそらく厚生労働省から指定を受けた公益社団法人が行うであろう)

Q7:柔道整復師の受領委任をモデルにしているのか？

A7:その通り。ですので柔道整復師の事例を参考に考えると良い。

※免責事項・この情報は令和2年3月6日時点での厚生支局への確認の為今後変更になる可能性があることをご了承ください。

鍼灸・マッサージの保険を取り扱うならこちら↓

鍼灸師・マッサージ師として食べていけないと不安なあなたへ…

月収 50 万円は当たり前
食べていけない免許代表鍼灸師が
最強のプラチナ資格に生まれ変わる
訪問鍼灸マッサージ
開業成功マニュアル 5 ステップを
期間限定で無料プレゼント！

<https://maroon-ex.jp/fx45926/vvD1GJ>



※著作権を放棄しておらず転記引用は認めておりません